

## 平成31年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成31年3月29日 午前10時30分開議

議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第2回臨時会が招集されましたところ、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>なお、お知らせしておきますが、執行部の高良町民生活課長より、本日、欠席届が提出されており、竹下課長補佐が代理出席しますので、ご報告致します。</p>
々	<p>これより、平成31年第2回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおります。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、8番圓山議員、1番山口議員を指名致します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。</p>
々	<p>お諮り致します。</p> <p>本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p>

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」しました。

々 日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成31年第2回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

三宅町長 3月定例会が終わってから、春の訪れを告げるイズモコバイモまつりや、駅舎を活用したレールフェスティバル。或いは、坂町とのウォーキング等、様々な交流、観光イベントが展開計画されております。議員の皆様にもお出かけをいただき、誠にありがとうございます。先週4月1日付けの人事異動を内示致しました。総合戦略実践最終年度であり、最小限度の??としたところでございます。

本臨時会へ提出させていただく議案は、まちごと魅力化センター建設に関わるこれからの地方創生拠点整備交付金の採択によります、財源の組み替え等6議案でございます。

後ほど、担当課長から説明を致しますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々 それでは、執行部から議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略致します。

々 日程第4「議案第33号、平成30年度川本町一般会計補正予算(第6号)」を、議題と致します。

々 執行部より提案理由の説明を求めます。番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 おはようございます。それでは「議案第33号」について、ご説明申し上げます。本議案は、平成30年度川本町一般会計補正予算(第6号)で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ626,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,949,989千円とするものでござ

番外森川総務財政課長

ざいます。詳細につきましては、予算説明資料でご説明を致しますので、説明資料の8ページをお開き下さい。今回の補正でございますが、まちごと魅力化センター整備事業につきまして、平成31年度の当初予算で全額、過疎債を借りて建設事業を実施する予算を計上しておりましたが、このたび、平成30年度の国の補正予算で示されておりました地方創生拠点整備交付金につきまして、申請が採択をされました。平成31年3月29日に交付決定されますので、30年度予算として補正計上をする必要がございます。よって、このたびの臨時会で補正予算を計上するものでございます。

内容でございますが、まず歳出をご覧下さい。2款、総務費、まちごと魅力化センター整備事業でございます。総額は626,994千円で、内訳は監理委託料で16,994千円、建設工事費が610,000千円でございます。このうち、補助対象外経費でございますが、4,807千円でございます。次に、歳入をご覧下さい。13款、国庫支出金、地方創生拠点整備交付金311,093千円でございます。このたび、まちごと魅力化センター整備に係る国庫補助金が採択をされました。補助率は2分の1でございます。

次に、17款、繰入金、4,900千円は、補助対象経費部分に充てるため、財政調整基金を取り崩すものでございます。

次に、20款、町債でございます。補助残部分については、補正予算債311,000千円を借り入れるものでございます。

なお、歳入と歳出の端数調整のため、歳出の方で消耗品の予算を1千円減額しております。

続きまして、9ページをご覧下さい。

第3表、地方債の補正でございます。先ほど、ご説明を申し上げましたように、まちごと魅力化センター整備事業に伴い、補正予算債311,000千円を借り入れるものでございます。その結果、今年度の地方債の発行限度額は、930,137千円となる見込みでございます。

次に、10ページの基金の状況でございます。財政調整基金4,900千円を新たに切り崩します。この結果、今年度末の基金残高見込額は1,925,917千円となる見込みでございます。

次に、また9ページの方に戻っていただきまして、第2表、繰越明許費の関係でございます。新たに次の事業につきまして繰越をするものでございます。2款、総務費、まちごと魅力化センター整備事業690,185千円を繰り越すものであります。今回の補正額に加えまして、現在30年度予算で計上しております旧庁舎の解体工事を実施しておりますが、3月末までに完了が難しくなり若干の工期の延長が必要となりました。また、建物の設計につきましても工期の延長をさせていただきたく63,191千円を加えた6

番外森川総務財政課長	<p>90, 185千円を繰り越すものでございます。</p> <p>次に、11款、災害復旧費でございます。現年発生農地災害復旧費につきまして、事業費5,000千円を繰り越すものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。2番木村議員。</p>
2番 木村議員	<p>1点教えて下さい。歳出の方で建設工事費の関係の中で、補助対象外経費4,800千円、この内訳を教えてください。</p>
議 長	<p>番外杉本まちづくり推進課長。</p>
番外杉本まちづくり推進課長	<p>基本的に対象というものが、建設工事と代行工事といういわゆる建物に係るものでございます。対象外の4,807千円ございますが、これは例えばカーテンでありますとか、ブラインドでありますか、電子レンジ、洗濯機等の備品の関係が対象外というふうになっております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>他にありますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
々	<p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。</p> <p>この採決は「挙手」により行います。</p> <p>「議案第33号」に、賛成の皆さんの挙手を求めます。</p> <p>挙手、「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「議案第33号」は原案のとおり「決定」致しました。</p>

議 長 次に、日程第5「議案第34号、専決処分の承認を求めることについて《平成30年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）》」を議題と致します。執行部より提案理由の説明を求めます。  
番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 おはようございます。「議案第34号、専決処分の承認を求めることについて」説明致します。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、専決処分年月日は、平成31年3月26日でございます。

次のページをお開き下さい。今回の専決処分につきましては、明許繰越費の補正であります。

次のページをお開き下さい。第1表、1款、水道費、簡易水道事業施設改良事業につきましては、島根県発注工事、県道大田桜江線の田窪地内における改良工事において、年度内完成が難しくなったため、併せて行う県より依頼されておりました水道管移転補償工事9,400千円を繰り越すものであります。

次に、簡易水道再編推進事業、生活基盤近代化事業、災害復旧事業につきましては、関連がありますので一緒に説明をさせていただきます。はじめに一番下でございますが、災害復旧事業につきましては、平成30年7月豪雨により被災した川本浄水場、因原浄水場の復旧工事において、紫外線処理装置の機器納入が5月中頃となり、年度内完成が難しくなったため、108,000千円を繰り越すもので、併せて生活基盤近代化事業の因原浄水場の発生紫外線処理装置の機器を設置等付随する工事46,000千円、簡易水道再編推進事業の旧因原ポンプ室滅菌室解体工事及び因原配水池管理道整備工事2,800千円を繰り越すものでございます。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。  
「議案第34号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第34号」は、原案のとおり「承認」されました。
- 々 お諮り致します。  
この際、日程第6「議案第35号、工事請負変更契約の締結について」から、日程第9「議案第38号、工事請負変更契約の締結について」までの4件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。よって、そのように決定致しました。
- 々 それでは、日程第6「議案第35号」から、日程第9「議案第38号」について、順次説明を求めます。番外宇山地域整備課長。
- 番外宇山地域整備課長 「議案第35号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。  
本議案は、平成30年9月11日契約に係る、平成30年度社会資本整備総合交付金事業、町道三原古市線第2工区道路工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
今回の変更は、工期の変更でございます。着工日、平成30年9月12日。変更前完成日、平成31年3月31日。変更後完成日、平成31年6月30日でございます。  
契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7。株式会社江ノ川開発、代表取締役 山口嘉夫氏でございます。  
理由と致しましては、新設道路掘削工事において推定岩盤前より浅い位置において、岩盤が出てきたため、掘削に日数を有する事となり、工期を延期するものでございます。今回は、金額の変更はございません。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

番外宇山地  
域整備課長

次に、「議案第36号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年9月11日契約に係る、平成30年度生活基盤近代化事業因原浄水場、機械・電気設備工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、工期の変更でございます。着工日、平成30年9月12日。変更前完成日、平成31年3月29日。変更後完成日、平成31年6月25日でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7。株式会社江ノ川開発。代表取締役、山口嘉夫氏でございます。

理由と致しましては、本工事は5月中頃に予定されている紫外線処理装置機器納入後の工事となるため、工期を延期するものでございます。今回は、金額の変更はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第37号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年12月12日契約に係る、平成30年度(H30災)簡易水道施設災害復旧事業、川本浄水場機械電気設備災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、工期の変更でございます。着工日、平成30年12月13日。変更前完成日、平成31年3月29日。変更後完成日、平成31年6月25日でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川本1054-1。株式会社小畑建設。代表取締役、小畑亮二氏でございます。

理由と致しまして、紫外線処理装置の機器納入が5月中頃となったため、工期を延期するものでございます。今回は、金額の変更はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

次に、「議案第38号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。

本議案は、平成30年12月14日契約に係る、平成30年度(H30災)

番外宇山地域整備課長 簡易水道施設災害復旧事業、因原浄水場機械電気設備災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、工期の変更でございます。着工日、平成30年12月15日。変更前完成日、平成31年3月29日。変更後完成日、平成31年5月31日でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字因原2908番地1。  
サンベ電気株式会社、川本営業所、所長……

(「番地をもう一度」議長の声)

2908番地1。2907番地1。

(「8番地7」の声)

失礼しました。2908番地7。サンベ電気株式会社、川本営業所、所長、  
長澤<sup>ながさわ</sup>光<sup>みつたか</sup>氏でございます。

理由と致しましては、紫外線処理装置の機器納入が5月中頃となったため、工期を延期するものでございます。今回、金額の変更はございません。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 それでは、「議案第35号、工事請負変更契約の締結について」。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

2番木村議員。

2番 木村議員 すみません。35号の岩盤の関係については延期は分かりますけれども、あとの水道の関係で。

(「今、議案35号だけ」議長の声)

36?35だけですか。

(「35号だけです」議長の声)

はい、分かりました。

議 長 はい、他に質疑ありますか。はい、3番高良議員。

3番 高良議員 岩盤の露出ですが、これの数量的なものは掴んでおられますか。

議 長 番外宇山地域整備課長。



番外宇山地域整備課長 失礼します。資料をちょっと持ってきておりませんので、今お示しすることはできませんが、するというのは掴んでおりまして、今、積算をかけているところでございます。

議 長 はい、3番高良議員。

3番高良議員 じゃあその数量に基づいて、これだけの工期延期の日数が必要と踏まれて、ここに出されている訳ですね。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 仰るとおりでございます。

議 長 他にありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
 (「ありません」の声あり)  
 討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。「議案第35号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第35号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 次に、「議案第36号、工事請負変更契約の締結について」。  
 これより質疑を行います。2番木村議員。

2番木村議員 はい、先ほどは失礼致しました。紫外線機器納入の遅れの関連で、工事が遅れるという事なんです、結論から言ったら、なぜ、そうなったのかなというふうに思います。その前のところまで済んでますが、7月から災害発生してから、殺菌装置が働いていないという事は、前回の議会での確認したところなのですが、その後、その殺菌の無い水をそのまま町民は飲んでいるという状況であります。ですから、その当然ながら。

議 長 ちよっとすみません。災害の分で災害にあった分は最後の38号の分が災害になったところの災害復旧の方の7、8。

(「関連していませんか?」)

(「関連してる。どっちも機器が、関連してる。」)

関連で良い。はい、それじゃあ質問を続けて下さい。

2番 木村議員 よってですね、このペナルティ、その機器、当然ながら発注して見積もりだして納入のメーカーも含めて受けられた業者さんも含めて完成について、これのちょっとしたこれが完成というふうに出している以上ですね、それを遅れて単にメーカーが遅れているとか、メーカーの責任も当然ですけども、それを含めてどのような対応をして何故、遅れたのか、そういう顛末を含めて釈明とかそういうふうな事を受けられているんですか。そしてまたこの一年も殺菌の無い水を我々は飲むという事でございますので、そこらの執行部の考え方を教えてください。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 失礼します。平成30年度7月豪雨の災害の被害を受けた川本浄水場、それから因原浄水場につきましては、国の災害の補助金を受けております。その災害の査定が12月の初めに行われました。それで決定が、いつきたのかちよっと資料が無いので分からないんですけど、決定はその後にきております。それから入札をしまして、発注をしておりますので、いちおう工期の方は3月末としておりましたが、全国至る所で災害を受けておまして、その受注するところがそんなにたくさん無いため、遅れたという事で説明は受けております。水の件でございますが、前にもご説明させていただいておりますが、皆様に供給させていただいております水につきましては、しっかりと塩素の殺菌をしておまして、紫外線殺菌装置で殺菌する予定のクリボットスポリジウムにつきましては、その都度、検査はしておりますので、問題ない水を提供させていただいていると思っております。以上でございます。

議 長 はい、2番木村議員。

2番 木村議員 全国に多いから遅れたというだけでは理由にならないと思いますよ。メーカーだって業者だってさ、ちゃんと約束されたんでしょ。それはどうなっているんですか。工期は完全に約束されたんでしょ。そのペナルティはどうなっているんですか。

議 長	番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	今回の工期の遅れは仕方ないものと考えてペナルティとは考えておりません。以上です。
議 長	はい、2番木村議員。
2番木村議員	何で。何でペナルティにならないの。何で、遅れはそんなに簡単に承認できるの。
議 長	番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	機器の清掃につきましては、非常に精密機械でして、手間が掛かる工事という理解をしておりますので、仕方がないと考えております。
議 長	2番木村議員。
2番木村議員	このままダメですか？
議 長	はい、5番。
5番植田議員	まず、ちょっと課長の説明でつじつまが合わなかったようなところがあるので、それを聞きますけども、国の認定を受けたのが12月、というふうに言われましたが、これを見ると工期の着工日は9月になっているんですが、認可を受ける前にもう着工を発注していたという事ですか。
議 長	はい、番外宇山地域整備課長。
番外宇山地域整備課長	災害の部分につきましては、その後の37号、38号の着工日12月13日となっておりますが、そちらの方がいきてくる事となっております。以上でございます。
議 長	5番植田議員。
5番植田議員	それでちょっと、この36と38、同じ因原ですのでちょっとお聞きしたいんですけども、まず、この36の方は機械・電気設備工事とありますよね、

5番  
植田議員 　　そして38の方は設備災害復旧工事とあって金額も似たようなものなんです  
が、これ要は1つの事じゃあないんですね。要はこの38も機器の納入遅れ  
によって工期が変わるっていう説明をされましたけれども、これはそれじゃ  
あ機器は、違う機器なんですね。36と38の機器は。

議　長 　　番外宇山地域整備課長。

番外宇山地  
域整備課長 　　36につきましては、当初、災害が起きる前に因原浄水場に置いてありま  
した紫外線殺菌装置及び計装番の設置をするための工事でございます。  
38につきましては、災害を受けた紫外線殺菌装置、それからあと諸々の  
滅菌器とか換気扇とかその辺の工事が含まれます。

議　長 　　はい、5番植田議員。

5番  
植田議員 　　最後の質問なので、もう一回聞きますけども、36もこれ紫外線滅菌装置  
って言われましたよね。これは使わずに倉庫代わりにして浸けて駄目に  
した分ですよ。それで38も、ここに紫外線殺菌装置が入るんですよ。  
2つ入るんですか。これはちょっと説明が分からないんですけど。

議　長 　　番外宇山地域整備課長。

番外宇山地  
域整備課長 　　36につきましては、紫外線殺菌装置が置いてある物に対して工事をする  
という契約のものでございます。電気工事でございます。38につきましては  
は、災害を受けた計装番、それから紫外線殺菌装置、それから換気扇とか滅  
菌器とかポンプとか、そのへんの物が全て含まれますが、基本的には紫外線  
殺菌装置が遅れているので、工期を延期したいという38は議案でございま  
す。

5番  
植田議員 　　ちょっと分からないのだけど。そうすると36で設置してまた38で設置  
するっていうこと。

議　長 　　番外宇山地域整備課長。

番外宇山地  
域整備課長 　　38については設置工事はございません。

5番  
植田議員 無いんだったらそのように言ってくれないと、やはりこちらも機器が無いから機器を設置する工事が遅れるんだという説明だったら、これは機器を2つ据える工事だというふうに、こっちは考えますよ。

議 長 ちょっとそのところを訂正してください。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 失礼致しました。36については、機器を設置するだけの工事で紫外線殺菌装置等を購入するものではございません。失礼致しました。

議 長 他にありませんか。補足説明もよろしいですね。良いですね。  
はい、番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 ちょっと私の方から若干補足をさせていただきますと、最初の36号につきましては、もともと今回災害で浸かってしまったんですけども、浸かる前に有った機械を設置する工事、もうそこにある機械を設置する工事。38号は、本当はそれを設置する前に災害にあってしまいましたので、その滅菌器機械の物を買うもの自体が、もう不要になっておりますので、災害復旧費でそれをまた新たに買うのが38号に入っておりますので、38号で災害復旧で購入した機械を36号のところを設置するという事になるという事でございます。たいへん失礼しました。

(「駄目なんじゃない。議案として。」)

(「質問制限を解くためには、全協か何かに切り替えてやった方が良いでしょう。」)

(「説明出来ないんでしょ。」)

議 長 ちょっと休憩入りましょう。  
はい、15分までちょっと暫時休憩と致します。

(午前11時05分)

議 長 (全員協議会に切り替え) (午前11時15分)

番外宇山地域整備課長 申し上げますと、川本浄水場につきましては、137,268千円という金額が掛かっております。因原浄水場につきましては、128,469千円掛かっております。ちょっと説明が上手く出来なくて申し訳なかったんですが、36号につきましては、54,000千円につきましては因原については未だ全く工事はしておりません。なので、ただ工期を延期をさせていただきます。

番外宇山地域整備課長 くとという事で工事をする予定でしたが、災害を受けましたので工事をせずにそのまま延ばしているという事です。全体的に30年度の事業でございます。工期の方は基本的には3月の末という工期を30年度の事業につきましては設定する事になっておりますが、納入が遅れたという事で今回、工期の方を延期させていただくという議案となっております。よろしくお願いを致します。

議 長 よろしいですか。  
はい、4番石川議員。

4番 石川議員 今回の説明でいきますと、因原が54,000千円と53,000千円ですので107,000千円ぐらいですか。そうすると13,000千円ぐらい未だ他にあるという事ですか、120,000千円という事は。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 因原の先ず工事につきましては、54,785,160円、議案の第36号の金額となっております。未だ全く工事はしておりません。機器の方につきましては、当初69,780,600円という事で入札をしまして、その後、入札の際がありましたのでプラスをしまして議会の方で承認をいただいておりますが、追加で残留塩素系、それか水中ポンプ、送水ポンプ2台。流用系を追加しております。合計で73,684,000円という金額になります。それを足した金額が因原の128,469,240円という金額になります。  
(「はい、分かりました。」)  
よろしくお願いたします。

議 長 よろしいですか。  
(「もうひとつ追加でお願いします。」)  
はい、番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 それと因原の場合には送水ポンプ等がこの中に実際に入っております。川本の場合は送水ポンプが大きいものが据えてありますので、別枠で入札をさせていただいております。金額の方が25,289,280円ということで、川本につきましては申し訳ございませんでした、これにプラス25,289,280円がプラスになります。失礼致しました。

議 長

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

はい、それでは本会議を再開します。

々

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

々

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第36号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

はい、挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第36号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第37号、工事請負変更契約の締結について」。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

々

「議案第37号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第37号」は原案のとおり、「決定」致しました。

議 長 次に、「議案第38号」に入る前に、執行部の方から訂正があるそうです。  
番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 申し訳ございません。「議案第38号」の4番、契約の相手方でございますが、「島根県邑智郡川本町大字因原2908番地7」と住所がなっておりますが、申し訳ございません、住所が間違っておりました。「因原の502番地11」でございます。申し訳ございませんでした、よろしく申し上げます。

議 長 はい、それでは「議案第38号、工事請負変更契約の締結について」。

々 質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、3番高良議員。

(「いいです」の声あり)

よろしい。(「はい」の声あり)

はい、他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第38号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第38号」は、原案のとおり「決定」致しました。

々 以上で、本日の議事日程は全て終了致しました。

これをもって、平成31年第2回川本町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(午前11時30分)



この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員